

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和8年8月5日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの	3件
--------------------	----

厚生年金保険関係	3件
----------	----

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2600011号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2600022号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を令和5年11月1日から令和3年5月12日に訂正し、同年5月から令和5年10月までの標準報酬月額を62万円とすることが必要である。

令和3年5月12日から令和5年11月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和3年5月12日から令和5年11月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 令和3年5月12日から令和5年11月1日まで

厚生年金保険の届出誤りにより、請求期間が保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっている。

事業所が保管している賃金台帳により、請求期間に係る厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、当該期間を保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された労働者名簿及び賃金台帳により、請求者は、請求期間において同社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、日本年金機構の回答及び上述の賃金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額から、62万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、令和3年5月から令和5年10月までについて、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届を年金事務所に対し提出したと回答している一方、厚生年金保険料については納付していないことを認めている。また、年金事務所が保管している請求期間当時の請求者に係る当該資格取得届における資格取得区分は健康保険のみを加入する区分となっており、事

業主は当該区分を訂正する届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後提出（令和 7 年 12 月 24 日受付）していることから、年金事務所は、請求者の令和 3 年 5 月 12 日から令和 5 年 11 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2600089号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2600020号

第1 結論

請求者のA社における平成23年12月6日及び平成24年7月25日の標準賞与額を、それぞれ60万7,000円に訂正することが必要である。

平成23年12月6日及び平成24年7月25日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成23年12月6日及び平成24年7月25日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成23年12月6日
② 平成24年7月25日

A社から請求期間①及び②に支払われた賞与について、標準賞与額が保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっているが、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、調査の上、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①及び②について、A社から提出された給料支払明細書(控)及び事業主の回答(以下「明細書等」という。)により、請求者は、当該期間に同社から賞与の支払を受け、事業主により当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①及び②に係る標準賞与額については、明細書等により確認できる厚生年金保険料控除額から、それぞれ60万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①及び②について、請求者に係る厚生年金保険料を納付したかは不明と回

答している一方、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出（平成 27 年 1 月 7 日受付）していることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2600090号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2600021号

第1 結論

請求者のA社における平成23年12月6日及び平成24年7月25日の標準賞与額を、それぞれ60万7,000円に訂正することが必要である。

平成23年12月6日及び平成24年7月25日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成23年12月6日及び平成24年7月25日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成23年12月6日
② 平成24年7月25日

A社から請求期間①及び②に支払われた賞与について、標準賞与額が保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっているが、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、調査の上、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①及び②について、A社から提出された給料支払明細書(控)及び事業主の回答(以下「明細書等」という。)により、請求者は、当該期間に同社から賞与の支払を受け、事業主により当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①及び②に係る標準賞与額については、明細書等により確認できる厚生年金保険料控除額から、それぞれ60万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①及び②について、請求者に係る厚生年金保険料を納付したかは不明と回

答している一方、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出（平成 27 年 1 月 7 日受付）していることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。